

ショートステイ 『藍の杜』 利用料

1、サービスの利用料金

R5. 4改正

基本料金（1日あたり）※負担割合1割の場合 ※単位数単価=10.17

	介護保険が適用となる料金							
	多床室 利用者負担	機能 訓練加算	看護体制 加算(Ⅱ)	サービス提供 体制加算(Ⅲ)	送迎 加算(片道)	処遇改善 加算(Ⅰ)	特定処遇改善 加算(Ⅱ)	ベースアップ 等支援加算
要支援 1	474単位	12 単位	8 単位 ※要支援1・2 は加算され ません	6 単位	184 単位 ※送迎を 行う場合	× 8.3%	× 2.3%	× 1.6%
要支援 2	589単位							
要介護 1	638単位							
要介護 2	707単位							
要介護 3	778単位							
要介護 4	847単位							
要介護 5	916単位	※合計単位数に 12.2%乗算する						

- 上記以外の加算項目が発生した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定します。
- 令和3年9月末までの期間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

	介護保険が適用されない料金	
	滞在費 多床室	食費 (食事提供分のご請求です)
要支援 1 ~ 要介護 5	840 円	1,590 円 (1日) 朝食510円 昼食550円 夕食530円

2、所得に応じた滞在費・食費の負担限度額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、サービス利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者	利用者 負担段階	滞在費 多床室	食費 1日
生活保護受給者など	第1段階	0 円	300 円
世帯全員が 市町村民税 非課税で預 貯金が一定 額以下	年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	370 円	600 円
	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円未満の方	370 円	1,000 円
	年金収入額と合計所得金額の合 計が120万円超の方	370 円	1,300 円
上記以外の方	第4段階	840 円	1,590 円

3、介護保険負担割合証

H29. 4月より一定以上所得者の負担割合が見直されました。介護保険認定者全員に負担割合証が交付されますので、介護保険が適応となる料金につきましては、記載の負担額を請求いたします。

4、その他以下の代金については実費となります

理美容費、特別な食事、日常生活において通常必要となるもの等。詳しくは、担当の生活相談員にお尋ね下さい。